

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 5 日

田村市長 白石 高 司

1	工 事 番 号	第 1-7,1-8 号	
2	工 事 名	田村市新病院建設工事（合併入札・主体工事） 田村市保健福祉厨房施設建設工事（合併入札・関連工事）	
3	工 事 場 所	船引町船引字屋頭清水地内	
4	工 事 等 種 別	建築工事	
5	工 事 概 要	【主体工事】 病院の新築 RC造4階建 A=6,420.39㎡ほか 【関連工事】 厨房施設の新築 RC造2階建 A=484.94㎡ほか	
6	工 期	着 工	契約締結の日から7日以内において発注者が指定する日
		完 了	令和 8 年 5 月 29 日（金）
7	発 注 の 方 法	条件付き一般競争入札（合併入札）	
8	発 注 課	保健福祉部保健課	
9	予 定 価 格	事後公表	
10	最 低 制 限 価 格	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項、田村市財務規則（平成17年田村市規則第40号）第120条及び田村市建設工事合併入札実施要領（令和6年田村市告示第46号）第4条第3項の規定に基づき最低制限価格を設定する。	
11	入札参加資格要件		入札に参加できるのは、公告日から入札日までに①から⑩に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
	①	令和5・6年度田村市工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。	
	②	登 録 内 容	本市に、建築工事の工種登録のある者。
	③	所 在 地 区 分	東北管内登録業者とする。（東北管内登録業者とは東北管内に本社又は支店もしくは営業所を置く者。）
	④	建 設 業 許 可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項による許可を受けていること。
	⑤	建 設 業 許 可 区 分	建築工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。
	⑥	技 術 者 の 配 置	技術者の配置は建設業法に準ずること。
	⑦	総 合 点 数	建築工事の総合点が1,800点以上である者。
	⑧	工 事 施 工 実 績	主体工事（病院建設工事）と同種同規模以上の施工実績のある者。
	⑨	田村市において指名停止期間中でないこと。（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）	
	⑩	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。	
12	設計図書等の閲覧方法及期間		
	①	閱 覧 方 法	入札情報公開システムによる
	②	閱 覧 期 間	令和 6 年 4 月 5 日（金）から 令和 6 年 6 月 10 日（月）までの毎日 （ただし、土、日、祝祭日を除く）午前6時から午後11時まで（最終日は午後4時まで）
	③	申 請 書 作 成 説 明 会	令和 6 年 4 月 12 日（金）午後 2 時から 30分 程度 Zoomウェビナーによるリアルタイム配信（事前登録必要） 11日（木）午後 2 時までに電子メールで参加登録 登録メール送信先：hoken@city.tamura.lg.jp

設計図書等に対する質問		
13	① 質問方法	本工事に関する質問は、電子入札システムによる。システムに指定様式（様式第1号）を添付すること。（市ホームページ「入札・契約関係様式一覧」よりダウンロード可）
	② 質問期限	令和6年4月19日（金）午後4時まで
	③ 質問書回答日	令和6年5月2日（木）午後2時以降
	④ 質問に対する回答方法	質問書の回答は、電子入札システムにより回答する。
入札参加資格確認申請		
14	① 申請の方法	入札に参加する者は、電子入札システムにより14②の書類を添付のうえ申請すること。期限までに申請がない場合入札に参加できない。
	② 申請書類	条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号） (1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 (2) 同種工事の施工実績 (3) 主任（監理）技術者の資格・工事経験 (4) 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
	③ 申請期限	令和6年6月5日（水）午後4時まで
	④ 市からの確認通知	令和6年6月6日（木）
入札方法及び入札期間		
15	① 入札方法	電子入札
	② 入札期間	令和6年6月7日（金）午前8時30分から 令和6年6月10日（月）午後4時まで
	③ 提出書類	開札後に落札候補者に対し、入札金額見積内訳書「数量、単価、金額を記載」の提出を求める。落札候補者として通知があった者は、定められた期間内に本体工事及び関連工事それぞれの見積内訳書を提出すること。
	④ 見積内訳書提出期限	令和6年6月21日（金）午後4時まで
16	入札保証金	免除
入札（開札）日時		
17	① 開札日時	令和6年6月12日（水）午後1時30分
	② 開札場所	田村市役所 3階 304会議室
	③ 開札時の対応	入札参加者は、開札時刻から保留通知書がメールで届くまでの間、再入札に備え、電子入札システムを操作できる体制を取っておくこと。
18	入札回数	最低制限価格を下回って入札した者は、再度入札に参加できないものとする。
19	落札者の決定	本入札においては、開札後に予定価格を下回る最低価格入札者の入札参加資格要件等を再審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、落札者として決定する。 なお、落札決定者が事前に提出した入札参加資格確認申請書の内容に変更があった場合は、速やかに田村市総務部財政課担当まで持参すること。
20	契約保証金	田村市財務規則（平成17年田村市規則第40号）第97条、第98条、第99条及び第100条の規定による。
21	契約の締結	1) 落札決定者は、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結しなければならない。この期間内に契約の手続きがなされない場合は、落札の効力を失う。 2) この契約は、田村市議会の決議後、直ちに本契約に移行するものとする。 3) 田村市議会の決議がなされなかった場合（専決処分の場合を含む。）、この契約は締結しなかったものとし、損害が生じた場合においても、市はその賠償の責めを負わないものとする。 4) 契約（仮契約）を締結する日に有効な建設業の許可及び有効な経営事項審査結果を得ていない場合、契約を締結できない。 5) 契約（仮契約）は、本体工事及び関連工事ごとに契約書を作成し、締結する。なお、本体工事及び関連工事の契約（仮契約）金額は、田村市建設工事合併入札実施要領（令和6年田村市告示第46号）第9条の規定による。

	入札の無効
22	① 市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
	② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
	③ その他、入札の条件又は市において特に指定した事項に違反した入札
23	その他
	① 入札書には、消費税を除いた金額を記載すること。
	② 一度提出された入札書は、書き換え、引き替え又は撤回することができない。
	③ 落札決定者は、本件建設工事における直接工事費の25%以上に相当する額を、市内に本社又は支店もしくは営業所を有する者（以下「市内業者」という。）から調達し、又は市内業者に発注すること。
	④ その他この告示に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び本市の契約規則等の定めるところによる。